

< 他集落との連携、高齢農家等への支援を実施している事例 >

複数集落の法人を核とした農業生産活動の体制整備

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	山口県萩市・第13農区（至福の里）			
協定面積 61.6 ha	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
	水稲			
交付金額 770.4 万円	個人配分			40 %
	共同取組活動 （60%）	農地の法面管理、耕作放棄地防止		24 %
		水路・農道等の維持管理		12 %
		堆きゅう肥の施肥		6 %
	機械購入		18 %	
協定参加者	農業者 57人、（農）至福の里（構成員91人）			

2. 取組に至る経緯

第13農区（至福の里）協定は、集落単位から農区単位へ統合・再編された協定であり、協定統合の背景には、同じ13農区を活動拠点とする第13農区農機利用組合の存在が大き く関わっている。

第1期対策では、農区単位での協定締結を予定していたが、農地条件の相違等の問題もあり、集落を基礎とした4つの協定でスタートした。第2期対策において4つの協定は統合され、堂ヶ市・山田・永田沖・永井・向山・壇今木の6つの集落から構成される協定として取組を始めた。

3. 取組の内容

当協定は、2004年に第13農区営農組合「至福の里」を設立。営農組合と集落協定の範囲を一致させ、オペレーターによる作業受委託など効率的な農地管理を図った。

その後、2008年にその営農組合を基礎として農事組合法人「至福の里」を設立した。法人の設立にあたり共同取組活動を重点化した大規模な鳥獣被害防護柵の設置、大型農業機械の導入等に交付金を活用した。

一方で、高齢化等による集落機能の低下を防ぐため、寄合や集会所等の管理等のため、集落ごとの共同活動費として、毎年50万円配分する、集落に配慮した特徴ある取組も行っている。

また、農地・水・環境保全向上対策に2007年から取り組んでおり、前述した法人に加え、自治会、婦人会、子供会等で構成された活動組織による、農道や水路管理にかかわる基礎的な活動も行っている。



大型コンバインによる収穫作業

[集落の将来像]

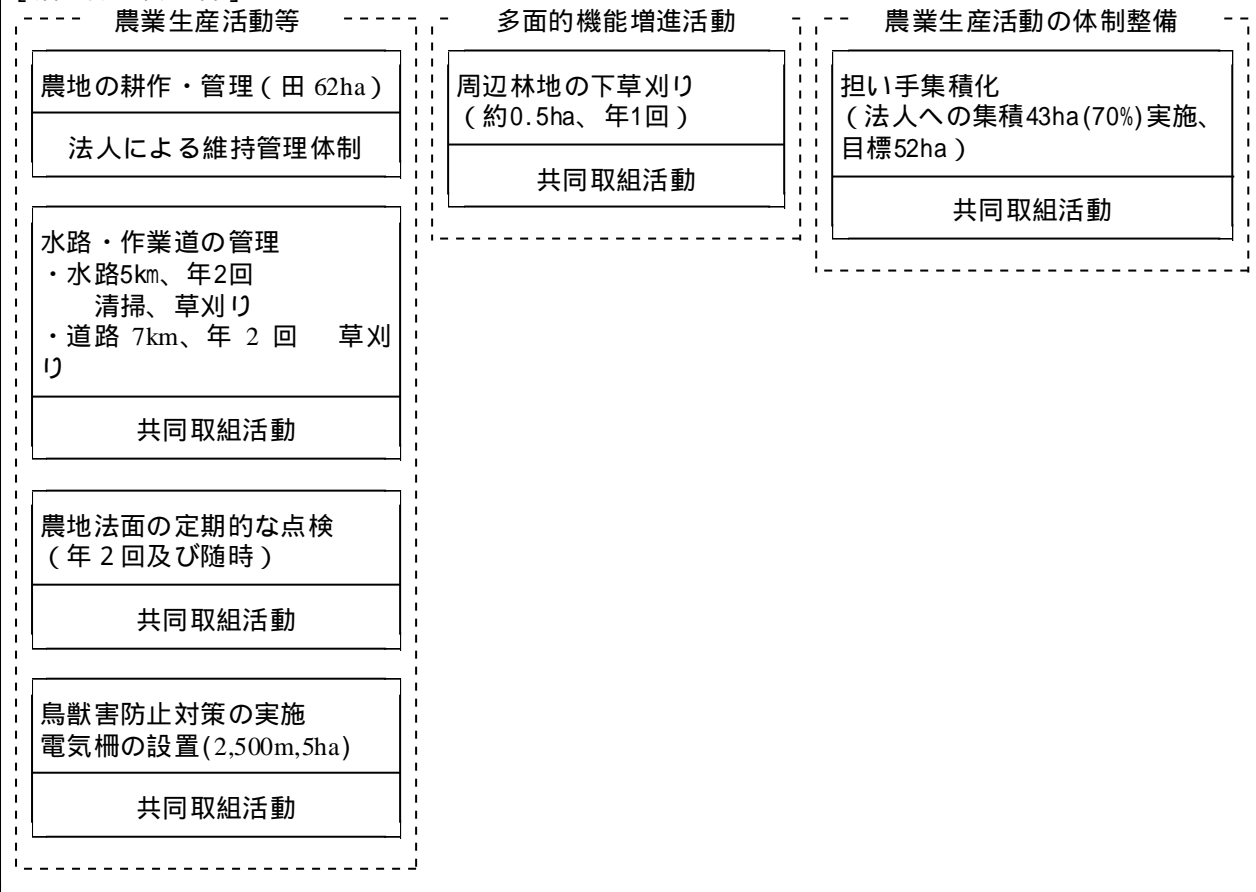
農業生産法人「至福の里」を核とした集落営農を充実させ、農作業受委託の推進を図り、地域農業生産活動等の持続的な体制整備を行い集落の農地は地域で守っていく。



[将来像を実現するための活動目標]

「至福の里」を地域の担い手として位置づけ、農用地集積を推進し、40ha を目標に地域農業の継続を図っていく。

[活 動 内 容]



4 . 取組による変化と今後の課題等

協定統合により活動範囲が広域化したことで交付金が増え、大規模な取組ができるようになり、共同活動の強化が図られた。

また、農地と作業の受け皿となる営農組織の法人化を図ったことにより、小規模・高齢化集落も安心して活動に参加できる体制が作られた。

一方で、事務作業の負担が増す中で、高齢化のため役員の確保が困難となっており、今後のリーダー層をいかに育成していくかが重要な課題である。

[平成20年度までの主な成果]

地域の担い手へと位置づけられる農業生産法人の設立
生活面の集落機能の維持強化による地域の活性化